

(原本)

令和7年 第2回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

令和7年3月25日

於 甲賀広域行政組合消防本部

令和7年第2回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

令和7年第2回甲賀広域行政組合議会定例会は、令和7年3月25日 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- | | |
|-----|------|
| 1番 | 奥村則夫 |
| 2番 | 戎脇浩 |
| 3番 | 林田久充 |
| 4番 | 谷永兼二 |
| 6番 | 永田誠治 |
| 7番 | 堀田繁樹 |
| 8番 | 望月卓 |
| 9番 | 松井圭子 |
| 10番 | 松原栄樹 |

2 不応招議員は、次のとおりである。

- | | |
|----|------|
| 5番 | 山岡光広 |
|----|------|

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

欠席議員は、不応招議員と同じ

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|-------|
| 管理者 | 松浦加代子 |
| 副管理者 | 岩永裕貴 |
| 監査委員 | 大角勝一 |
| 会計管理者 | 松岡哲也 |
| 事務局長 | 松本博彰 |
| 事務局次長 | 中島史尚 |
| 総務課長 | 中溝慶一 |
| 衛生課長 | 前田真也 |
| 衛生センター所長 | 富田健太郎 |
| 消防長 | 川島辰道 |
| 消防次長兼警防課長 | 菊田和広 |
| 消防次長兼消防総務課長 | 西澤卓也 |

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- | |
|------|
| 水田雅子 |
| 小林慎司 |
| 山中勝博 |

7 議事日程は、次のとおりである。

- | | |
|------|-----------|
| 日程第1 | 議席の指定について |
| 日程第2 | 会期の決定について |

- 日程第3 議案第6号 甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第13号 令和7年度甲賀広域行政組合一般会計予算
- 日程第11 一般質問について

9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午後2時01分）

議長（谷永兼二） 議会議員の皆様方、本日は、何かと御多忙の中を組合議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。ご報告を申し上げます。関係者から撮影許可の申し出があり、議長においてこれを許可しましたので、ご承知おきください。

ただいまから令和7年第2回甲賀広域行政組合議会定例会を開会します。

開議に先立ち、管理者から挨拶があります。

管理者。

管理者（松浦加代子） 本日、令和7年第2回甲賀広域行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の中を御参集賜り、誠にありがとうございます。

このほど、本消防本部職員が研修先の消防学校において、窃盗行為を行いましたことに、管理者として深くお詫び申し上げます。

組合として、一連のハラスメント事案による消防本部の組織風土の改革等に取り組んでいるさなかにも関わらず、市民の皆様の安心、安全を守るべき職責を担う消防職員が、このような不祥事を起こしたことは、市民の皆様の信用を著しく損なうものであります。

現在、告発に向けた手続きを進めており、また、組合としても懲戒審査委員会による処分の審査をお願いしております。事案の全容が明らかにならないことから、審査結果の報告は、4月以降になる見込みですが、厳正に対処してまいります。

それでは、当面の報告を兼ねて御挨拶をさせていただきます。

まず、衛生関係では、ごみ処理施設の運営に関して、民間活力導入の観点から、粗大ごみ処理棟における業務などを、退職者に合わせ、随時、民間委託に切り替えてきました。今年度からは、ごみ処理施設の運転管理という主となる部門を委託により運営しています。

今後においても、効率的かつ効果的な事務事業を推進し取り組んでまいります。

続いて、消防関係につきましては、車両更新計画に基づき更新します水口消

防署配備の救助工作車が3月18日に納車、検収され、3月31日から運用開始予定となっております。この新車両は、中型車両から大型車両に仕様を変更し、新たな救助資機材を積載するなど機能強化し、複雑、多様化する救助事案に適切に対応できる車両となっております。また、全国各地では山林火災が発生、家屋等にも延焼するなど被害が発生しております。

市民の皆様が安心安全で快適に暮らせるまちづくりのため、職員一同、これからも全力で取り組んでまいります。

さて、本日、提案いたしますのは、条例案件6件、令和6年度補正予算案件、令和7年度予算案件の合計8件です。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。

議 長（谷永兼二） 開会に先立ち、お知らせします。山岡光広議員から、一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配信したとおりです。

議 長（谷永兼二） 議事に先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、例月出納検査の結果についての報告が2件ありましたので、その写しを予め配信しておきましたから、御了承願います。

議 長（谷永兼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、7番堀田繁樹議員、8番望月卓議員を指名いたします。

議 長（谷永兼二） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

議 長（谷永兼二） 日程第3、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管 理 者（松浦加代子） 議案第6号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告のうち、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備、いわゆる給与制度のアップデート部分について、国家公務員において対応がなされたことに伴い、本組合においても対応を行うものです。

扶養手当については、社会と公務の変化を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止する一方、子に要する経費の実情や、少子化対策の推進から、子に係る扶養手当を更に充実させることとなりました。現在、配偶者に係る手当が6,500円、子に係る手当が1万円のところ、経過措置として令和7年度においては、配偶者3,000円、子1万1,500円とし、令和8年度からは、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3,000円とすることとします。

通勤手当については、国においては新幹線等の利用を含め、限度額が15万円に引き上げられました。本組合においては、消防をはじめとして業務内容から通常想定されるものではありませんが、昨今、遠方地からの採用者が増えており、こちらに居住地を移転するまでの間など、一定期間、長距離通勤が必要となることもあることから、対応を行います。また、単身赴任手当、在宅勤務等手当についても、育児、介護等様々な事情を有する職員の勤務継続を可能とし、人事配置の円滑化を図る観点から、規定上の対応をするものです。

地域手当については、級地区分が都道府県単位を基本とされ、滋賀県の地域は4パーセントとされました。このことから、100分の4を超えない範囲内で規則で定める支給割合と定め、経過措置等を踏まえ、規則において100分の3と規定することとしております。

また、給料表においては、既に令和6年4月にさかのぼり、若年層に重点を置きつつ引き上げ改定したところですが、今回、3級から7級までの各級における在職状況を踏まえて、初号近辺の号給を削除するものです。

施行期日は、令和7年4月1日とし、切り替えに伴う経過措置等、所要の規定を附則に設けております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（谷永兼二） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

議長（谷永兼二） 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議長（谷永兼二） 挙手全員です。

したがって、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

議長（谷永兼二） 日程第4、議案第7号、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者（松浦加代子） 議案第7号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告の中で、仕事と生活の両立支援の拡充として、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大し、また、介護離職防止のために仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を図ることとされたことから、本組合においても、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

深夜勤務 及び 時間外勤務の免除の対象となる子の範囲については、現在の3歳に満たない子から小学校就学前の子に拡充いたします。

また、家族の介護の必要性が生じた職員へ、両立支援制度の周知、意向確認を行うことや、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供、職場環境の整備を行うことを規定いたします。

施行期日は、令和7年4月1日とし、経過措置等、所要の規定を 附則に設けております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（谷永兼二） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第7号、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長(谷永兼二) 挙手全員です。

したがって、議案第7号、甲賀広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長(谷永兼二) 日程第5、議案第8号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者(松浦加代子) 議案第8号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正、給与制度のアップデートに伴う甲賀広域行政組合職員の給与に関する条例の改正に伴い、本条例が参照している条項が移動することから、所要の対応を行うものです。

施行期日は、育児、介護休業法及び給与条例の一部改正にあわせ、令和7年4月1日としています。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(谷永兼二) 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(谷永兼二) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第8号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長(谷永兼二) 挙手全員です。

したがって、議案第8号、甲賀広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長(谷永兼二) 日程第6、議案第9号、甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者(松浦加代子) 議案第9号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、特殊勤務手当について、新たな手当の種類の創設として緊急消防援助隊手当を制度化し、また、支給要件の改正が必要なものとして、実災害現場における潜水活動を行った時に支給していた水難救助手当を、訓練を含む潜水活動についても対象とするため、所要の改正を行うものです。

緊急消防援助隊については、近年増加傾向にある災害対応において、通常災害の規模を遥かに超えその危険性、困難性及び過酷な環境下での活動による心身への負担もあるものです。現在、本組合消防においてはこれについての手当が制定されておらず、通常災害出動の手当を流用している状況です。

水難救助手当については、近年、管内の池やダム等において潜水活動を行う水難救助事案が発生していることにより、3、4月を除いて毎月1回、実災害と同様の環境下で行っている水難救助訓練についても手当を支給するよう要件を改正しようとするものです。

施行期日は、令和7年4月1日としています。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(谷永兼二) 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第9号、甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（谷永兼二） 挙手全員です。

したがって、議案第9号、甲賀広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（谷永兼二） 日程第7、議案第10号、甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者（松浦加代子） 議案第10号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、し尿収集運搬業務における手数料の徴収方法及び業務委託料について、これまでの汲み取り券による前払い方式から、口座振替による後払い方式に移行するため、所要の対応を行うものです。

これまで行ってきました汲み取り券方式では、利用者が汲み取り券を事前に購入する必要があり、高齢者等には不便であること、また、収集は昼間の作業となることから留守宅も多く、汲み取り券を回収出来ないときもあります。このことから、口座振替を基本とする後納による手数料徴収方式に変更しようとするものです。

改正の内容は、手数料の徴収の時期、方法及び相手方の細目を規則に委任するものです。

施行期日は、令和7年10月1日としており、手数料徴収業務については、その業務を一括して委託する方針です。

また、令和7年1月30日から2月28日までの間、条例改正に係るパブリックコメントを実施したところ、特に意見はありませんでした。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（谷永兼二） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号、甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（谷永兼二） 挙手全員です。

したがって、議案第10号、甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（谷永兼二） 日程第8、議案第11号、甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者（松浦加代子） 議案第11号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和6年度から甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会を設置し、検討いただいているところですが、今後、議論が進む中で、より幅広い環

境分野における有識者が必要となるとの意見があり、委員数を現行の7人以内から10人以内とするものです。

また、令和7年度から事務部局の組織見直しにより、衛生課の建設推進室を廃止し、総務課に政策調整係を置き、委員会の庶務を所掌することから、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和7年4月1日とします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（谷永兼二） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。

9 番松井圭子議員。

9 番（松井圭子） 議案11号、甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

検討委員会の人員を増員されますが、有識者の方を想定されているのか。増員される理由と建設推進室から政策調整係へと変更される理由についてお尋ねをします。

議 長（谷永兼二） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長（松本博彰） ただいまの松井議員の質疑に対し、答弁を申し上げます。

委員の増員についてですが、施設整備検討委員会の協議におきまして、建設を前提とするのではなく、本組合及び両市におけるごみ処理の在り方そのものを、ゼロから見直すこととする。今後、議論が進む中で、より幅広い環境分野における有識者が必要となるとの意見を受け、委員数を現行の7人以内から、10人以内へとするものです。

また、政策調整係への変更については、新ごみ処理施設整備をはじめとし、湖南中央署建設事業や組合行政全般に係る課題解決を図るためには、広く関係市等との調整を図る必要があることから、新たに総務課に政策調整係を設け、構成市との連携を強化させようとするものです。また、建設推進室は、政策調整係で事務の所掌をするものです。

以上、答弁と致します。

9 番（松井圭子） 今、環境問題に幅広い有識者を採用していくとのことでしたが、具体的に想定されているのかということと、この検討委員会で性別のバランスもみていかないといけないのかなと思うのですが、その点についてお伺いをします。

事務局長（松本博彰） ただいまの松井議員の再質疑に対し、答弁を申し上げます。

令和6年度において、第1回施設整備検討委員会を開催させていただきました。その中で建設をゼロから見直すということについては、今、発生している廃棄物の中に、より資源化になるとかそういったものを先に諮ることが必要であるという検討もございました。そういった中ではリサイクル、資源化、そういった形での専門家に参画いただくということも今後、整備検討委員会では協議していきたいと考えております。また、女性委員の参画については、今後検討して参りたいと思います。

議 長（谷永兼二） これで、松井圭子議員の質疑を終わります。

議 長（谷永兼二） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議 長（谷永兼二） 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号、甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例

の一部を改正する条例の制定について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

議長（谷永兼二） 挙手全員です。

したがって、議案第11号、甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（谷永兼二） 日程第9、議案第12号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者（松浦加代子） 議案第12号の提案理由を御説明申し上げます。

本補正予算案は、収入見込み額の精査と、各事業の執行状況を踏まえ、年度末において最終の補正措置を行うものでございます。

歳入につきましては、両市からの負担金を清掃関係で965万円を、消防関係で833万5千円を、それぞれ減額いたします。

衛生関係では、市指定ごみ袋販売等実績により諸収入を530万円増額し、資源ごみ売却による収入34万円を財産収入に計上いたします。

消防関係では、令和6年1月の能登半島地震に伴う緊急消防援助隊活動費に対する国庫補助金が確定したことにより、133万5千円を計上いたしました。

歳出につきましては、衛生費清掃総務費において、契約額確定等により委託料を41万円の減額、使用料及び賃借料を60万円の減額、また、し尿処理費において薬剤使用量の減により需用費を300万円減額いたします。

消防関係では、県共済組合負担金率変更により共済費を738万5千円減額し、令和4年度に収入しましたホース乾燥塔破損弁償金に係る返還金38万5千円を償還金利子及び割引料に計上いたします。

以上により、歳入歳出それぞれ1,101万円を減額し、歳入歳出 予算の総額を、それぞれ35億3,057万9千円といたしたいものです。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（谷永兼二） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。

9番松井圭子議員。

9番（松井圭子） 6ページの財産収入、鉄スクラップの売却により、34万円計上されています。前年度、前々年度と財産収入という項目はありませんでした。物品売り払いはなかったのか、伺います。

議長（谷永兼二） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長（松本博彰） ただいまの松井議員の質疑に対し、答弁を申し上げます。

毎年、ごみ処理施設の修繕工事等で鉄スクラップが生じてまいります。このことから、令和4年度は補正予算（第2号）で31万4千円を計上し、令和5年度は補正予算（第4号）で33万1千円を計上いたしました。

これまで、おおよその額が判明する補正予算時に計上しておりましたが、毎年収入が見込まれることから、令和7年度からは、概算額にはなりますが、当初予算時に計上することといたしました。

以上、答弁と致します。

議長（谷永兼二） これで、松井圭子議員の質疑を終わります。

議長（谷永兼二） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（谷永兼二） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議長（谷永兼二） 続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから議案第12号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
（挙手全員）

議長（谷永兼二） 挙手全員です。
したがって、議案第12号、令和6年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議長（谷永兼二） 日程第10、議案第13号、令和7年度甲賀広域行政組合一般会計予算を議題とします。本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者（松浦加代子） 議案第13号の提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、37億2,757万7千円、前年度当初予算と比較して、1億9,000万2千円の増額となりました。

歳入につきましては、両市からの負担金を31億6,235万円 計上し、使用料及び手数料につきましては、し尿処理、ごみ処分手数料等3億5,788万1千円を計上しております。

また、滋賀県消防学校派遣教官に対する県支出金として、923万円を見込んでおります。

諸収入では、衛生関係における市指定ごみ袋の販売と広告収入として1億5,754万6千円を見込み、消防関係では、県防災航空隊派遣職員助成金を850万円、高速道路支弁金を432万3千円 見込んでおり、諸収入として1億7,291万6千円を計上しております。

組合債につきましては、非常用電源更新工事に係る1,450万円の起債を行う予定としております。

財産収入につきましては、令和6年度に更新した救助工作車の売却等120万円を見込んでおります。

これらを財源とします主要な事業につきまして説明いたします。衛生費、し尿処理関係では、委託業務の見直し、料金改定等により

し尿収集運搬委託料1億2,900万円を計上しております。

ごみ処理関係では、15年の延命稼働を目標とした基幹的設備 改良工事を令和5年度末に完了しましたが、次期施設の建設に向けた検討を進めていく必要があることから、令和6年度から3か年をかけて実施している施設基本構想策定業務委託の令和7年度事業分として990万円を計上しております。

また、2トンダンプの更新に745万2千円を計上しております。

消防関係では、非常用電源の更新工事に1,943万4千円、訓練塔の長寿命化工事と工事設計監理業務委託に4,338万9千円を計上しております。

また、湖南中央消防署の建て替えに向けて、整備基本設計業務委託料2,475万円を計上しております。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（谷永兼二） 事務局に対し、細部説明を求めます。

事務局長（松本博彰） 令和7年度、甲賀広域行政組合、一般会計当初予算案について、細部説明を申し上げます。令和7年度予算案につきましては、更なる業務の効率化に努め、組合構成市の財政状況を強く意識しながら、職員各自が予算編成者としての当事者意識を高め、創意工夫と柔軟な発想をもって、予算編成に取り組むとした予算編成方針のもと、総務、衛生、消防それぞれの部門において共通認識をもって、予算編成に取り組みました。

恐れ入りますが、お手元の資料、議案第13号関係、令和7年度甲賀広域行政

組合一般会計予算書をご覧ください。

6 ページ、7 ページをご覧ください。令和7年度、当初予算案の総額は、37億2,757万7千円、前年度当初予算と比べまして1億9,000万2千円、率にして5.37パーセントの増額となりました。

それでは、歳入からご説明いたします。予算書8ページから10ページをご覧ください。1 款、分担金及び負担金は、31億6,235万円で歳入全体の84.84パーセントを占めております。前年度比3億6,314万円、12.97パーセントの増額で見込んでいます。

2 款、使用料及び手数料は、3億5,788万1千円、前年度比367万2千円、率にして1.02パーセントの減額を見込んでいます。公共下水道の進捗によるし尿処理手数料の減額、ごみ処分手数料についても、近年の実績から減額を見込んでいます。

3 款、県支出金は、923万円を見込んでいます。これは、滋賀県消防学校派遣教官に係る負担金です。

4 款、繰越金は、前年度と同額の950万円を計上し、5 款、諸収入は、前年度と同水準の1億7,291万6千円を見込んでいます。

6 款、組合債は、1,450万円で湖南石部分署非常用電源更新工事に係る消防債を見込んでいます。

7 款、財産収入は、令和6年度に更新しました救助工作車の売却で110万円、衛生センターの工事等で発生する鉄スクラップの売却10万円を見込み計上したものです。

続きまして、歳出についてであります。予算書11ページをご覧ください。

1 款、議会費は、議員報酬、費用弁償、その他組合議会に係る経費を計上しており、前年度比14万円増の97万8千円を計上しております。

2 款、総務費、1 項、1 目一般管理費においては、職員9名分の人件費、人事給与システム、財務会計システム等に要する経費を計上しており、前年度比2,747万8千円増の1億1,900万9千円を計上しております。これは、総務費において支弁する職員が1人増員となったことによる人件費の増、甲賀市から派遣を受けている職員に係る負担金、ファイルサーバー等の更新が主な要因となっています。

14 ページをご覧ください。2 項1 目監査委員費においては、監査委員報酬、監査に要する経費など51万1千円を計上しております。都市監査委員会総会、研修会の開催地の変動等により、14万6千円増額しております。

3 款、衛生費、1 項、1 目、清掃総務費においては、衛生業務に従事している職員22名の人件費、し尿の収集運搬委託費、排ガス、水質等の分析業務委託経費などを計上しており、前年度比3,624万5千11.99パーセント増の3億3,860万1千円を計上しております。平成10年から据え置きとなっていた、し尿収集運搬委託料について、昨今の物価高騰やし尿汲み取りに係る情勢の変化を踏まえ改定を行うことなどによる増額が主な要因となっています。

予算書17ページをご覧ください。2 目し尿処理費においては、し尿処理施設の運転委託料をはじめとし、し尿処理に係る経費を計上しています。1億2,513万1千円を計上し、前年度比3,529万5千円、22.00パーセントの減額としております。設備の修繕項目の違いから工事請負費が減少となったことが主な要因となっています。

予算書18ページをご覧ください。3 目ごみ処理費においては、前年度比6,055万円で9.74パーセント増の6億8,194万8千円を計上しております。基幹的設備改良工事後の補修、予備部品の確保等が必要となっており、それぞれ必要項目を細かく精査していますが、部材費等の高騰から、増額計上となっているものです。また、2 t ダンプの更新を計画しております。

予算書20ページをご覧ください。4目ごみ処理施設整備事業費においては、新ごみ処理施設に係る経費を計上しています。委員報酬、新ごみ処理施設基本構想策定委託に係る経費994万6千円を計上しています。

4款、消防費、1項、1目、常備消防費においては、職員207名分の人件費、研修費、各署所間をつなぐ回線などの経費を計上しており、前年度比7,493万5千円、4.17パーセント増の18億7,022万3千円を計上しております。人事院勧告による給与費の増が主な要因となっています。

23ページをご覧ください。2目消防施設費においては、消防車両39台の維持運用に係る費用、救急救助活動に必要な備品、消耗品費などを計上しています。令和7年度事業として湖南石部分署非常用電源更新工事、外壁の劣化が進む訓練塔の長寿命化工事、平成30年度に更新したはしご車のオーバーホール等を計画しておりますが、令和7年度は消防車両の更新を行わないこと等から、前年度比7,778万8千円で25.89パーセントの減となる2億2,270万7千円を計上しております。

25ページをご覧ください。3目消防庁舎建設費において、湖南中央消防署整備基本設計業務委託費、2,475万円を計上しております。

5款公債費1項1目元金においては、衛生関係5件、消防関係8件の地方債償還元金を計上しており、前年度比8,002万1千円で33.73パーセントの増となる3億1,723万6千円を計上しております。衛生関係では、令和4年度借入の基幹的設備改良工事に係る元金償還が始まったことにより前年度比1億1,430万5千円増の2億2,437万9千円を計上し、消防関係では、平成29年度借入の化学消防車、高規格救急自動車、高機能消防指令施設整備に係る起債償還が終了したことなどにより、3,428万4千円減の9,285万7千円を計上しております。

2目利子においては、衛生関係6件、消防関係9件、一時借入金利子と合わせて1,353万7千円を計上しております。

6款予備費は、前年度と同様、300万円を計上しております。

次に、複数年にわたる事業に係る債務負担行為の設定についてです。予算書4ページをご覧ください。納期や工期、準備期間等の都合で令和7年度中に契約手続きを行う必要があるものとして、ごみ処理施設で使用する令和8年度触媒ろ布の製造に4,248万6千円、市指定ごみ袋取扱業務に9,171万3千円、ごみ焼却灰等運搬業務委託に3,443万円、ごみ処理施設用薬剤の購入に8,705万1千円、し尿処理施設用薬剤の購入に2,076万9千円をそれぞれ設定しています。

最後に地方債現在高についてであります。資料としまして、当初予算説明書の5ページをご覧ください。

令和7年度末時点の地方債現在高は、26億6,599万7千円と見込んでおります。

衛生関係では、基幹的設備改良工事に係る起債額が令和3年度に7億6,960万円、令和4年度に9億7,940万円、令和5年度に8億6,770万円となりましたが、令和4年度借入の基幹的設備改良工事に係る元金償還が開始することなどから令和7年度末では23億1,950万9千円となります。

消防関係では、令和6年度借入の救助工作車更新に係る起債額が1億8,440万円となりますが、消防車両の更新等に係る償還が順次進むことから、令和7年度末では3億4,648万8千円となる見込みです。

以上、令和7年度、甲賀広域行政組合一般会計、予算案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（谷永兼二）これから質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。9番松井圭子議員。

9 番（松井圭子） 10 ページ、財産収入、鉄スクラップの売却で、10 万円、救助工作車の売却で110 万円計上されていますが、救助工作車の耐用年数と売却先について。

11 ページ、議員研修バス運転業務委託料として11 万円予算計上されているが、目的や行先について決定されているのか伺います。

13 ページ、一点目としては、顧問弁護士委託66 万円、前年度33 万円増額の理由について。二点目は、職員研修委託料として11 万4 千円、予算的には、前年度と同額ですが、不祥事事件が相次いでいることも含めて研修内容の拡充は考えておられるのか伺います。

22 ページ、需用費のはしご車のオーバーホール4,481 万9,000 円、納車された所で行うのか。施工期間はどれだけか伺います。

27 ページ、給与費明細書が前年度と比べて、その他の特別職は2 名増加していますが、報酬が7 万8,000 円減額の理由について伺います。

最後に、説明資料23、24、25 ページ、衛生費、し尿処理費の光熱水費が376 万5 千円増、ゴミ処理費の光熱水費1,533 万円増です。備考に要因として単価増とありますが、一方で消防費の光熱水費は131 万4 千円減、要因は実績よる減との事ですが、詳細について伺います。

議長（谷永兼二） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長（松本博彰） ただいまの松井議員の質疑に対し、答弁を申し上げます。

1 点目の救助工作車の売却で計上している110 万円について、耐用年数と売却先についてですが、車両更新計画により今年度、更新により退役します救助工作車の売却先は、一般競争入札により最高額を提示した者と契約することとなります。また、本消防本部車両更新計画により救助工作車の更新年数を22 年としています。

次に2 点目、予算計上されている議員研修バス運転業務委託料11 万円の目的や行先についてですが、甲賀市湖南市新ゴミ処理施設整備基本構想策定に向け、県内、近隣府県のごみ処理施設において、ごみ処理や民間活用方法等について日帰りでの視察を想定し、試算しております。

3 点目の顧問弁護士委託66 万円、前年度33 万円、増額の理由についてですが、本業務に係る当初予算額は、例年66 万円でしたが、事務部局、総務費、と消防部局、常備消防費で折半して支出していたことから、各部局で33 万円を計上していたものです。令和7 年度当初予算においては、支出科目の見直しを行い、一括して総務費として66 万円を計上するものです。

続いて、職員研修委託料として前年度と同額の11 万4 千円、研修内容の拡充についてですが、令和6 年度においては、ハラスメント事案を受け、職員研修委託料、11 万4 千円、においてハラスメント研修業務を委託し、実施いたしました。令和7 年度におけるハラスメント研修については、本組合の実態に即した、より効果的な研修となるよう、ハラスメント等外部相談窓口業務を含むEAP、従業員支援プログラムを業務委託に含め、一括して予算計上しております。これとは別に、従来の職員研修委託料として11 万4 千円を継続して計上することで、組合が抱える課題や問題を考慮し、適切な研修プログラムを実施していきたいと考えています。また、業務上必要なスキルアップ研修については、主に、滋賀県市町村職員研修センターで実施される研修に参加し、負担金として支出しております。

次に4 点目、はしご車のオーバーホールの委託業者と施工期間についてですが、はしご付消防自動車は、現在、湖南中央消防署に配備しており、平成30 年度に株式会社斉藤ポンプ工業から購入しました。このはしご付消防自動車は、日本消防検定協会が定める消防用車両の安全基準により、安全性を確保するため、運用開始から概ね7 年目にオーバーホールを実施することとされています。

このことから、本消防本部車両更新計画に基づき令和7年度にオーバーホールを実施するものです。この車両については、消防用特殊車両であることから、納入した系列企業に発注する見込みであり、その期間は2箇月間を予定しております。

5点目について、その他の特別職の人数が2人増えておりますのは、甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会委員のうち、外部の有識者2人分を計上したものです。1回6千円の3回分、2人分を見込み、3万6千円を計上しております。

その他の特別職が2人増加しているのに報酬が減額となっていることにつきましては、令和5年度に監査委員報酬の見直しを検討し、令和6年度当初予算に増額計上いたしました。

しかしながら、報酬を見直す際には、当然のことながら、その根拠となる甲賀広域行政組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正が必要となりますが、当時の判断として、一旦、令和6年度については、予算計上のみを措置し、県内の状況を調査した上で、条例改正を行い、執行することとしていましたが、結果として、増額をするか否かの判断に至らず、未執行となりました。

令和7年度については、現行の条例に基づく報酬額を計上したことにより、減額となったものです。

最後に6点目の光熱水費の増減に係る詳細についてですが、し尿処理費、ごみ処理費の光熱水費総額については、主に電気代高騰による単価増が要因となっております。前年度の電気料金と比較し、全体で16パーセント増額のうち単価や基本料金改正に伴う増額が13パーセントほどで、電気使用量による増額が3パーセントほどです。電気使用量については基幹的設備改良工事前の令和2年度からは大幅に減少しているものの、工事完了後の令和6年と令和7年比較では実績の微増減が見込まれます。

また、消防費の光熱水費においても当然、単価は増えておりますが、順次進めている庁舎の照明器具のLED化により使用量が減少したことで減額となったものです。

以上、答弁と致します。

- 9 番（松井圭子） 23ページの需用費のはしご車のことについて、再質疑を行いたいと思います。先ほど、7年目にオーバーホールをすることでしたが、施工期間2箇月間の代車があるのかと耐用年数についてお伺いをします。

議 長（谷永兼二） 答弁を求めます。

消 防 長（川島辰道） ただいまの松井議員の再質疑に対し、答弁を申し上げます。

オーバーホール期間中の出勤体制についてですが、オーバーホール期間中は勿論のこと、車検点検中の災害対応につきましても隣接消防本部との応援協定により互いに災害対応することを依頼することとしております。

オーバーホールの場合は施工期間が事前にわかりますので、万一の災害発生時に出勤が遅れることがないように隣接消防本部には、文書を発出し、依頼をすることとしております。

はしご車の耐用年数としては、22年としております。

以上、答弁と致します。

- 9 番（松井圭子） 近隣のところに日帰りでごみ処理施設に研修に行くとのことですが、値上がりしているが、バス運転業務が11万円で収まるのかを心配しております。それも加味しての11万円なのかお伺いをします。

事務局長（松本博彰） ただいまの松井議員の再質疑に対し、答弁を申し上げます。

あくまで想定での金額を計上しております。想定ということですが、一定の参考見積を徴収し、計上させていただいております。

- 議 長（谷永兼二） これで、松井圭子議員の質疑を終わります。
- 議 長（谷永兼二） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（谷永兼二） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議 長（谷永兼二） 続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（谷永兼二） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから議案第13号、令和7年度 甲賀広域行政組合一般会計予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
（挙手全員）
- 議 長（谷永兼二） 挙手全員です。
したがって、議案第13号、令和7年度 甲賀広域行政組合一般会計予算は、
原案のとおり可決されました。
- 議 長（谷永兼二） 日程第11、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、発言を許します。
2番、戎脇浩議員。
- 2 番（戎脇浩） それでは通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。
この場で質問させていただくのが初めてですので、会議規則や申し合わせ等
要領を得ませんので、不備がありましたら議長ご注意をいただきたいと存じま
す。よろしくお願いします。
本日はバイスタンダー支援制度の取り組みを求めるということで消防長にお
尋ねをして参ります。バイスタンダーという言葉は私も昨年押し迫ったぐら
いに知った言葉でございます。直訳しますと傍観者というような言葉もあるの
ですけど救急現場においては救急現場に居合わせた方、また通報者等を指すとさ
れています。このバイスタンダーといわれる方へのサポート制度が全国でも広
がってきています。119番通報から救急車の到着までの間に、家族や現場の
管理者はもちろんのこと、たまたま居合わせた方による応急手当の有無が救命
率を大きく左右することは想像に難くありません。
しかしながら、我々も含めた一般の方々が行った応急措置が本当に正しかっ
たのか、役に立ったのか、結果的に何もできず寄り添うことしかできなかった
方などは、その後心的ストレスを抱えられることもあると聞き及んでいます。
また、怪我などの場合は血液の付着も起こりえることで、その際には感染症等
の心配も起きてまいります。
そんなバイスタンダーをどのように支援していくのか、昨年来、甲賀市議会
の北田麗子議員が最初に少し気付きを持って議員活動の中で調査をして参りま
した。私も一緒にバイスタンダーについて学んで、一部消防長とも意見交換を
させていただいたところでもあります。行政組織ですので何かを取り入れよう
とすると多くの課題があるかとは思いますが、その課題を乗り越えて、
甲賀消防本部として、新たにバイスタンダーへのサポートを制度化していけば
いかがかと考えるところです。そんな中で質問をさせていただきます。
1つめに救急現場におけるバイスタンダーの存在の重要性について、その認
識をお伺いします。
2点目です。バイスタンダーが感じる心的ストレスにはどのようなものがある
か、また、それについて今までに問い合わせはあったのかお尋ねをします。
次にバイスタンダー本人が感染症の懸念から検査を希望された場合、現状で
はどのような対応をされるのかお尋ねをいたします。
4点目です。有効な手段として、サポートカードですとか相談窓口の設置、

保障制度、お見舞金といわれることもあるようですが、そのようなものが考えられますけれども、見解をお伺い致します。

5 点目に救急隊員側にもサポートカードを渡すタイミングで、短時間できちんとお礼が言える、という利点も考えられるのではないかと思いますがいかがでしょうかお尋ねをいたします。

6 点目です。バイスタンダーサポートを制度化するとすれば、特別な予算化が必要かどうか、お尋ねをいたします。7 点目に全国的には平成の頃から導入例があるというふうに見させていただきましたけれども、現状県内他消防本部での導入例はいかがでしょうかお尋ねをします。

最後にバイスタンダーサポートの制度化は可能なのか。また制度化できるとすれば、いつ頃からできるとお考えなのかお尋ねをいたします。以上です。

議 長（谷永兼二） 質問に対する答弁を求めます。

消防長。

消 防 長（川島辰道） 戒協議員の一般質問に答弁させていただきます。まずはこのたび貴重なご提案をいただきありがとうございます。順次答弁を致します。

まず、1 つ目の救急現場におけるバイスタンダーの重要性について、その認識を伺う、につきましては、令和 6 年の全国の救急の現況を見ますと、119 番通報を受けてから救急隊が救急現場に到着するまでの時間は、平均約 10 分となります。また、全国の救急隊が搬送しました心肺蘇生法が必要とされた傷病者、傷病者とは病気やけがをされた人のこととなりますが、そのうち救急隊が到着するまでにその場に居合わせた一般市民の方いわゆるバイスタンダーによる応急手当が実施された場合の 1 箇月後の生存者数の割合は 6.4 パーセントで、実施されなかった場合の割合 5.0 パーセントと比較して約 1.3 倍の救命効果があることとなります。さらに、心臓に何らかの原因があり、一般市民の目撃があった場合は、2 倍の救命効果があるとなっております。このようなことから、より高い救命率が期待できることに間違いはなく、非常に重要であると考えております。

次に、バイスタンダーが感じる心的ストレスにはどのようなものがあるのか、また、それについての問い合わせはあったのか、につきましては、公表されている資料を参考にしますと、バイスタンダーの心的ストレスとしましては、バイスタンダーの方が応急手当等をしていただいた傷病者の方が助かったのか、正しく動けたのか、もっとできることがあったのではないのか、などの応急手当を実施したことに対する不安、また、気分が落ち込んでやる気がしないという、抑うつ気分や無力感、頭痛、めまい、疲れやすさ、食欲や睡眠の問題など身体的不調、感染への不安などが考えられます。また、問い合わせがあったのかという質問につきましては、現在のところ、その事実は把握しておりません。

次に、バイスタンダー本人が感染症の懸念から検査を希望された場合、現状はどのような対応をされるのか、につきましては、本消防本部が加入しております消防業務賠償責任保険の契約内容に、バイスタンダー見舞金というものがございます。バイスタンダーが応急手当を実施したことによる感染が疑われた場合、応急手当に係る見舞金支給基準に従って検査費用を支給できるもので、相談がありましたら、検査の説明を行うとともに、この保険での対応を準備いたします。

次に、有効な手段として、サポートカード、相談窓口、保障制度などが考えられるが、見解はどうか、につきましては、バイスタンダーサポートを実施するに当たり、サポートカード、相談窓口、保障制度に関しましては、どれも重要な項目であると考えております。現在、それらを含むバイスタンダーサポートの運用開始に向けて準備を進めているところでございます。

続いて、救急隊員側にも、サポートカードを渡すタイミングで、短時間でき

ちんとお礼が言える、という点も考えられるのではないか、という質問についてでございますが、救急隊員は、日頃から接遇に、より注意を払っているところではございますが、サポートカードをお渡しするタイミングでお礼を含め声掛けができる点は利点であると考えております。しかしながら、バイスタンダーによる応急手当の効果が期待される状況では、より緊急度の高いときでございますので、その場で配付ができない、丁寧にお礼が言えない可能性が高い状況であることも御理解いただきたく存じます。

そして、バイスタンダーサポートを制度化するとすれば、特別の予算は必要か、というご質問につきましては、現在、制度化に向けて準備を進めているところでございますが、検討しております内容におきましては、バイスタンダーの応急手当に係る保障、サポートカードの作成、その他制度化に関する費用について、現状では更に特別な予算は必要ないものと考えております。

さらに、全国的には平成のころから導入例があるようだが、現状県内他本部での導入例はどうか、ということにつきましては、県内の各消防本部（局）に確認しましたところ、彦根市消防本部が、令和4年から救急隊によるカードの配付が行われていること、また相談窓口については彦根市消防本部のホームページに掲載されていること、また、高島市消防本部が、令和2年から救急隊によるカードの配付が行われていることにより、バイスタンダーへのサポートをされているという情報提供を受けております。

さらに、バイスタンダーサポートの制度化は可能か。また制度化できるとすれば、いつごろと考えているか、につきましては、現在、制度化に向けて、実施要領、サポートカードの作成、市民への広報の準備、また相談対応に関する関係機関との調整などの準備を進めている段階でございます。整い次第できるだけ早い時期にと考えております。

以上、戒協議員からの一般質問の答弁といたします。

議 長（谷永兼二） 2番、戒協議員。
2 番（戒協浩） できるだけ早くやるというふうに最後にご答弁いただきましたので、これ以上言うことないと言えないのですが、少しだけ詰めさせていただきます。再質問させていただきたいと思っております。現在テレビで、ドラマを撮りだめするのがすきなので撮りだめするんですけど見る時間ないので1.5倍速ぐらいで何話か見たんですけども救急指令に焦点を合わせたようなドラマだったと思っているんですけども、現場とのやり取りを携帯電話をスピーカーにしてそこでこんなことをやってくれというようなことをされているような場面を見ますし、NHKでも京都とか横浜の消防局とかの指令の所をドキュメンタリーでされているのを見たこともあります。ドラマは別かもわかりませんけれども現場にいたらやはりAEDの講習は一時はもう5、6年毎年連続のように受けてきましたけれども、いざというときにそれがうまくできるのかどうかという自信がないですね、簡単にいかないなという気がしています。

でも大多数の市民の皆様方、国民の皆様方は、もしも困っておられる方、倒れておられる方を見たら、たぶん黙って通り過ぎることはなく一生懸命なんとかしようとしてくれはるのだろうなということも想像ができるわけで、だからからこそその方々にどのようにサポートをしていくのかということが重要なんだろうなと改めて感じています。2つめの質問で心的ストレスというのは不安が大きいといろんなもの書いているように思います。今まで問い合わせはなかったということですし、実際には119番される方の多くは家族であったりとか職場だったりとか、私たまたま家業でアルブラザ平和堂の中に店がありますので、昔議員になる前ずっと店にいますと救急車がよく来てくれはるんです。レジの所で気分悪くならはったりとか一度はエスカレーターの緊急停止のブザーが鳴って、見に行ったら高齢の方がこけはってエスカレーターのギザギザの

所で怪我されて血だらけということもありました。そんな時とかはその施設の管理されている側の人に対応されるので一般の方が、というのはそんなに簡単にはないと思うんですけども、1つはどこへ聞くのか不安があっても今の状態だったらどこへ聞いたらよいかわからない、誰にどう言えばよいかわからないということも可能性としてはあったと思うんですね。件数は少ないとは思いますが。そのへんについてどんな見解をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから5点目で救急隊員の方々も確かに本当に緊急の場合が多いと想像できますので、サポートカードを渡すのに時間をかけていたら本末転倒ですので、渡すことが目的になってはいけなかなとは思いますが救急隊員の側のみなさんは現場に出ておられていると思いますのでそのへんのちょうどよいタイミングではないかなと思うんですけど、何も言わずに救急車で立ち去っていく、後に残された者が、というところの感覚はどんなふうにお考えかなあ、1つの利点とはお答えいただきましたけれども救急隊員側のみなさんのサポートカードを使うという印象はどんなふうにお考えになるかお尋ねします。それから7点目で彦根と高島とお答えいただきました。できれば私の知る範囲では彦根と高島もあまり存じ上げなかったもので、そんなに大きくアピールされている感じではないと思いますので、先程もご答弁いただきました隊員によるサポートカードのお渡しとかということに留まらず消防本部を挙げて、せっかくの機会ですので昨年来あまり甲賀広域消防本部とすると明るい話題がなかったので、大会で優勝いただいたりとか功績はおありですけども暗いニュースも多かったもので、せっかくですからこんなことに取り組みますということを7点目8点目の部分ですけどもせっかくご準備いただいているとしたら広報をいかにしていくかというところが大切だろうなと思うんです。十分外へ向かってしっかりとアピールをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、その点についてお尋ねします。以上です。

議長（谷永兼二） 質問に対する答弁を求めます。

消防長（川島辰道） 戒協議員の再質疑に答弁させていただきます。まず1つめのバイスタンダーが感じる心的ストレスについて先程相談事例はございませんということをおっしゃっていただきましたがどのようにお考えになられているかという質問に対しましてお答えさせていただきます。まずこれまで相談がなかったということでございますが、相談する術がなかったと言いましょいか、カードとかをお渡ししていませんので連絡する術がなかったということを1つの要因として考えられるものと認識しておりますので、このバイスタンダーサポートを制度化することによりましてそういうような声も拾えるのではないかとということに期待をしておるところでございます。心的ストレスといいますのは先程も言いましたような助けていただいた傷病者の方が助かったのかとか正しく動けたのかとか自分にもっとできることがあったのかとかもっと深い意味では自身が頭痛やめまい、疲れやすさなどの症状まで至るケースもございますのでそういった方の声を拾えるという意味では大変有効なものということで進めさせていただいております。それとカードの配布についてどのような効果を期待しているかという質疑につきましては、バイスタンダーの方に助けていただかなければならないような事案は緊急を要するケースが多々ですので、そのタイミングというのも苦慮する部分があるかと思いますが、内部の救急隊への指導と言いましょいか接遇の話は先程もさせていただきましたが、こういうケースでしたらこのようなタイミングでとかいうことも含めて詳細を詰めながら良い形で制度化できるように順次進めていきたいなと思っております。最後に、バイスタンダーサポートを制度化するにつきまして市民への広報、また、私も消防が暗いニュースばかりであったのでこれを広報に使ってというような前向きな

意見もいただきまして大変ありがとうございます。そのようなことも含めまして市民様への広報というのをバイスタンダーサポートの制度化のみならず、先程ドラマの話もしていただきましたが消防への注目が高まっている時期でもございますので、より質の高いより広い市民の方に消防をわかってもらえるような広報というのは、バイスタンダー制度に併せて取り組んでいきたいと考えております。以上、戒協議員の再質疑に対する答弁とさせていただきます。

議 長（谷永兼二） 2 番、戒協議員。

2 番（戒協浩） ありがとうございます。最後に広報にも力を入れるとおっしゃっていただきましたけれども冒頭にご答弁いただきました時にバイスタンダーの方がおいでいただいた時の救命率の高さですね、1.3 倍から 2 倍とご答弁いただきました。

バイスタンダーへの取り組みの広報はイコールまた救命に対する両市市民のみなさんへの救命の意識に対する啓発にも繋がるのではないかと思います。そういった面も含めて取り組みを進めてやろうということです。この先取り組みを進めていただければありがたいなと思います。川島消防長におかれましては今年度末をもってご退任とお伺いいたしております。大変難しい時期に消防長をお勤めいただきました。

最後にこうして新たな良い取り組みをご計画いただいて感謝を申し上げたいと思いますし、また、ご退任後も様々な形で後進への指導も機会があればお願いしたいと思いますしご活躍を期待申し上げて再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（谷永兼二） これで、戒協浩の一般質問を終わります。

議 長（谷永兼二） 続いて、9 番、松井圭子議員。

9 番（松井圭子） それでは、これからのごみの減量化、資源化と今後の取り組みについて、6 点の一般質問を行います。

まず初めに、以前一般質問を行った時に管内小学校に出向き、講座を行っているとのことでしたが、ごみの減量、分別等の出前講座の近年の開催状況について伺いをします。

2 点目に 3 R 運動の啓発をどのように行っておられるのか、また、新たな分別を増やすことや資源化推進の考え方について伺います。

3 点目に焼却炉の長寿命化対策工事は終了しましたが、新ごみ処理施設について、先ほど事務局長のお話でいくと建設ありきではなく、ゼロベースで考えるということでありました。整備検討委員会も立ち上がり検討していくとのことですが、以前検討されたトンネルコンポスト処理施設について、具体的に CO₂ の排出量や、建設費、維持費等の概算は出されているのか伺いをします。

4 点目に環境省のホームページに廃棄物系バイオマスの種類と利用用途が掲載されています。下水汚泥、し尿、生ごみ等を混合して発酵させるバイオマス利活用方式についての検討をされているのか、伺いをします。

5 点目に廃プラスチックの処理方法について伺います。

6 点目に間違ったごみの出し方で充電器やリチウムイオン電池等を使った製品が可燃ごみに混ざって、収集時や処理施設で火災が発生した事案を聞いていますが、甲賀市圏域内及び衛生センターでの現状について伺いをします。

議 長（谷永兼二） 質問に対する答弁を求めます。

事務局長（松本博彰） 松井議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、1 点目のごみの減量、分別等の出前講座、近年の開催状況について、でございます。

本組合の施設見学につきましては、甲賀市、湖南市の主に小学校が、社会科授業の一環として活用いただいております。

施設見学は、児童生徒が自分たちの出すゴミの量や種類、ごみ処理のルール、

処理の仕方や費用を具体的に調べることを通じて、ごみの分別や減量化を考える機会となることから、人気が高い校外授業であり、これまでから大変ご好評をいただいております。

しかしながら、令和2年度に着工した、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事や、同じ時期に感染拡大した新型コロナウイルスの感染症対策もあり、令和5年度までは、施設見学の受け入れができない状態でした。

そのことから、組合としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大対策にかかる国や県、構成市のガイドラインなどを確認しながらではありますが、令和4年度から施設見学は出来ないものの、ごみ問題に関心を持っていただくためにも、出前講座の取り組みを始めました。

出前講座の件数でございますが、令和4年度が、管内小学校5校、令和5年度が、管内小学校4校、令和6年度は管内小学校2校であり、ごみの分別、減量化について説明をさせていただいたところでもあります。

また、特に人気があったごみ処理施設の見学につきましては、令和5年度末に工事が完了したことと、また、新型コロナウイルス感染症も令和5年5月に5類に移行されたことから、令和6年度からごみ処理施設の見学受付を再開しており、今年度は、管内小学校7校が現地で学んでいただいているところでございます。

なお、施設見学は再開をしておりますが、今後も各小学校などへの出前講座については、継続してまいります。

次に2点目の3R運動の啓発、新たな分別を増やすことや資源化、推進の考え方についてであります。

ごみの量は、年々、減少傾向にあります。そのことの全てが3Rや資源化による効果であるとは言い切れず、人口減少も大きな要因であると認識しております。

そういった状況を踏まえつつ、これまでから構成市と連携、協力し、ごみの減量、分別推進などの啓発活動を積極的に行っているとともに、組合としても、ホームページにごみの搬入量の推移を掲載しているほか、ごみの分別、資源化などの啓発を行っているところです。

また、組合独自の取り組みとしましては、衛生センターに搬入される可燃ごみのうち、古紙（段ボール、雑誌）、古着、羽毛布団は、できる限り焼却量を少なくする観点からも、施設内で特別に置き場を設けて、搬入者に分別をお願いしており、また、焼却後に排出される鉄分についても、施設内で分別し、それぞれ民間事業者に売却するなど、資源化に取り組んでおります。

また、現有施設の耐用年数を踏まえ、本組合の構成市から排出される、今後のごみ処理の在り方について議論を進めるため、令和6年11月に設置した甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会でも、まずは、ごみ処理施設を建設することの議論よりも、ごみの分別やリサイクルなど、ゼロカーボンの観点からの取り組みを進めることが重要とした意見もあるところでございます。

そのことから、検討委員会においては、施設整備の方向性の議論に含め、専門的な見地からのご意見も踏まえながら、3Rやごみの資源化や新たな分別への取り組みを構成市とともに進めてまいりたいと考えております。

次に3点目のトンネルコンポスト処理施設の検討、CO₂の排出、建設費、維持費についてです。

トンネルコンポスト処理については、現時点では、全国的では、香川県三豊市だけで行われていると認識しております。

この方式については、一般廃棄物を焼却処理することなく、資源化する処理方式であり、CO₂などもほとんど排出することがないことから、環境に優しい処理方式であり、注目が集まっているところであります。

特に三豊市については、資源化した製品を近接する民間企業に売却することで、その活用を図っており、処分後の製品の活用法の仕組みまでを含めた、一連のモデル的な取り組みであると認識をしております。

先に答弁させていただきましたが、本組合の構成市から排出される、今後のごみ処理の在り方について議論を進めるための甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会では、施設整備は建設ありきではないものの、今後の委員会の中でトンネルコンポスト処理施設につきましても検討する機会があるのではないかと考えておりますが、現時点では、CO₂の排出、建設費、維持費などを試算する議論までには至っておらず、お示しする資料は持ち合わせておりません。

次に4点目の下水汚泥、し尿、生ごみを混合して発酵させる、バイオマス利活用方式についてです。

廃棄物系バイオマスの利活用に関しては、バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針や国が達成すべき目標等が定められています。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、飼料化、堆肥化、メタンガス化、バイオガス化、バイオディーゼル燃料化、BDF化等の処理方法の中から、これらを組み合わせることも含めて、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要と考えております。

一般廃棄物処理施設での主なバイオマスの利活用としまして、し尿汚泥や生ごみ等を混合、発酵処理し、バイオガスを生成して発電に利用する方法などが挙げられます。

本組合としましては、今後のごみ処理の在り方について議論を進めていただいている甲賀市湖南市新ごみ処理施設整備検討委員会の中でも、バイオマスを利活用した処理施設について議論を進めてまいりたいと考えております。

次に5点目の廃プラスチックゴミの処理方法についてです。

まず、一般家庭から出る廃プラスチックゴミについては、各市分別収集されており、業者が回収後に廃棄物固形燃料化とされているところであります。

しかしながら、本組合は、基本的には焼却処理施設であることから、ご家庭から廃プラスチックゴミを搬入された場合は、いわゆる燃えるゴミとして処理せざるを得ない状況であります。

本組合としても、できる限り資源化を進める必要があると考えており、一般家庭から廃プラスチックゴミの搬入があった場合には、市の分別収集への取り組みをお願いしているところであります。

最後に6点目の間違ったごみの出し方で充電器、リチウムイオン電池等を使った製品が可燃ごみに混ざって、収集時や処理施設で火災というのを聞きますが現状についてです。

衛生センターごみ処理施設では、粗大処理設備でリチウムイオン電池の混入が原因と考えられる火災が令和3年度に発生いたしました。このことにより、搬入物の発火物混入チェックの強化を図るとともに、粗大処理棟及び工場棟ごみピットに初期消火を目的として、散水ノズル、警報器、消火器等を増設し、委託業者を含む火災訓練の強化等の再発防止措置を講じたところです。

また、適正な処分方法について本組合の広報、ホームページ等での啓発、案内を行っており、甲賀市及び湖南市とともに相互に連携を図っているところでございます。

一般廃棄物の可燃ごみ収集時においては、衛生センターごみ処理施設に搬入される両市に確認したところ、いわゆる収集運搬車両火災などはないとの報告を受けております。

組合といたしましては、今後も引き続き両市と連携協力しながら、ごみの適

正処理について啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上、松井議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

- 9 番（松井圭子） まず初めに1点目の出前講座についてですが、施設見学がコロナと工事をしていたため、できていなかったということで、令和6年では7校が来られたということです。出前講座と施設見学を合わせて行われるということで、小学校が主に来られているということですけれど、こういった周知をされておられるのかということをお聞きします。

3点目、4点目については、今後のことなので整備検討委員会で検討されていくことなんですけど、環境問題や地球温暖化を考えたら本当に大きな問題なので、是非とも検討委員会での検討内容は、この議会にも色々とお示しいただきたいと思います。

現在の焼却炉にお尋ねをしたいんですけど、現在の焼却炉についてどういう方式でやられておられるかということと、甲賀市であれば水口の方で生ごみを集められて、別で堆肥化をされているとか、湖南市であれば生ごみを処理器を購入するときに補助をしているとか、減量化に向けてそういった取組みはしてるんですけど、この焼却炉について両市で取組みが違う中で、現在の焼却炉の熱効率を上げるために一定の水分がある方が良いと聞いたんですけどもその点についてお伺いをします。

事務局長（松本博彰） ただ今の松井議員の再質問に答弁させていただきます。

1つ目の出前講座、あるいは施設の見学ですが、ホームページ等でご案内をさせていただいておるところでございます。

また、2つ目の環境問題検討内容についてですが、先ほども申しましたが施設整備検討委員会の中でトンネルコンポストのような環境に優しい施設についても議論をさせていただきたいと思います。

最後の3つ目の焼却炉の方式ですが、今の焼却炉は平成7年に建設をされました。その時の技術ではありますが、砂と一緒にごみを燃やして低カロリーから高カロリーのものまでが焼却炉に入ったとしても一定の温度帯を保ち、安定した燃焼が行えるという施設でございます。令和5年度に終了しました基幹改良工事についても当時の能力を回復したという技術でございますので、今、松井議員から指摘のありました家庭ごみの生ごみの入り方とその量等の違いにはそう大きく焼却炉に影響が出るものではないと考えています。

- 9 番（松井圭子） 今ご答弁がありましたホームページだけの周知では広がらないと思いますので、またこういうことをできると直接していただきたいなと思います。

リサイクル率を上げるということを両市とともに甲賀広域行政組合の方でも取り組んでいくということが、これから大事かと思います。世界的にみても日本はリサイクル率が悪いと言われています。20パーセントを切っているという状況で、その中でも80パーセントを超えるリサイクル率があるところが日本の中ではいくつかあるということで、そういったところの研究もしていただきたいと思います。

一例を挙げますと、鹿児島県の大崎町です。ここは元々ごみを埋め立てていましたが、処分場がひっ迫し、焼却炉を作るか作らないかの選択に迫られていました。少子高齢化が進む中で税金や環境負荷が高いものを後世に残さないと決意して、行政と地元企業と住民が連携して分別して資源化することを選択しました。ごみを燃やすのには税金がかかりますが、資源化することによって税金が削減でき、更に資源を販売することでお金が入ってくるということで、そのお金で町の雇用を増やしたり、奨学金として卒業後、大崎町に戻ってきた子供は、元金と利子は全額補助するという仕組みをつくっておられるということです。子供が戻ってこられるので限界集落対策にもなっているとのことでした。

そういった先進の取組みを是非とも検討委員会の中でも検討していただきたいと思います。

令和6年の4月から近隣の市町と地元企業が連携して使用済みの紙おむつを資源ごみとして鹿児島では行っておられるとのこと。

徳島県の上勝町でも非常に分別をしっかりとされておられて、焼却しないごみ処理を考えておられるので、そういったことも是非とも研究していただきたいと思います。一例で挙げたようなことも検討委員会の中では是非とも言っていただけならなと思います。

事務局長（松本博彰） ただ今の松井議員の再質問に答弁させていただきます。

1つ目の出前講座と施設見学の広報でございますけど、組合のホームページと申しましたが、両市と連携しながら幅広く広報をさせていただきたいと思えます。

2つ目のリサイクルにつきましては、何よりも市民の方の徹底した分別の支援が重要となります。先進地事例の方法も調査をしながら両市と検討したいと考えていますし、先ほどの繰り返しとはなりますが、施設整備検討委員会でも焼却施設の建設ありきではなくということで進めていますので、当然こういったことも議論になると考えております。

議 長（谷永兼二） これで、松井圭子の一般質問を終わります。

議 長（谷永兼二） 以上で、一般質問を終わります。

議 長（谷永兼二） お諮りします。

本臨時会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（谷永兼二） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議 長（谷永兼二） これで、本日の日程は全部終了しました。

したがって、令和7年第2回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会します。

（閉会 午後4時13分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 谷永 兼二

同 議会議員 堀田 繁樹

同 議会議員 望月 卓